

## 平成26年度 包括外部監査結果に対する対応

テーマ・区分・内容	対応結果
包括外部監査の意見及び指摘	
外部監査の結果－総括的意見－	
1. 各部署の連携について（意見）	
<p>今回の監査において、各部署の契約を個別に監査したところ、一部の部署で優れた取り組みが行われているケースがあった。こうした各部署の優れた取り組みを県全体に広めていく仕組みを構築することを検討すべきである。</p> <p>例えば、類似した内容の業務委託であるにもかかわらず、積算の根拠が十分に整っていない部署もあれば、一定の考え方に基つき積算の根拠を整備している部署もあった。考え方を共有できれば、積算根拠の透明性が向上すると考えられるし、積算を通じて、より経済性を追求できる可能性もある。また、積算行為の効率化が図られることから、積算に悩む担当者にとってもメリットがあると考えられる。</p> <p>県の内部にはベスト・プラクティスというべき優れた取り組みが存在しているが、それを共有化する仕組みが構築されていない。ベスト・プラクティスの共有化は、コストをかけることなく、効果が見込めるものである。各部署のベスト・プラクティスを研修会で公表するなど、各部署の取り組みを共有できるような仕組みを構築していただきたい。</p>	<p>業務委託に関する優良事例については、出納局で実施している実地検査等を通じて、ベスト・プラクティスの事例収集を行いました。</p> <p>そして、それらを類型化し、全庁で共有できる優良事例については、出納局が実施した専門研修において紹介し、広く周知を図りました。</p> <p>また、これらのデータについては、電子ロッカーに登載することで全庁的に共有化を図りました。</p> <p>今後も優良事例を積み上げ、共有化を図ります。</p> <p style="text-align: right;">（出納局）</p>
2. 情報の一元化によるノウハウの蓄積について（意見）	
<p>今回の監査では、委託契約の契約内容、契約方法、予定価格等のデータを入手するため、各部署にアンケートを実施しているが、アンケートを行わなければ県の委託契約の全体像を把握できない状態になっていることは望ましいことではない。各部署がそれぞれの情報を管理するのではなく、県全体で情報が一元管理されていれば、委託契約の全体を把握しやすく、県にとってもメリットがあると考えられる。</p> <p>例えば、予定価格の設定にかかる積算について、今回の監査では業務の特殊性などを理由に積算の困難さを訴える県担当者が複数いたが、仮に積算の内訳、実際の落札額及びその明細などの情報が過去から蓄積されていれば、他の契約の情報を参照することで、積算の困難さを解消できた可能性がある。また、過去から積算可能であった委託契約においても、こうした情報の蓄積は、より明確な根拠に基づいた、より効率的な積算の実施に資すると考えられる。さらに、他部署に類似の契</p>	<p>物件関係の契約は、基本的に電子調達システム（物件等）において、各所属でデータ検索が可能であり、必要な情報を利用することができます。</p> <p>これらをさらに活用しやすくするため、平成26年度登録分391件を5項目に類型化・リスト化を行い、類似の契約を容易に検索できるようにしました。</p> <p>なお、全庁的に参考となるような優良事例は、「1. 各部署の連携について」のとおり、ベスト・プラクティス事例として共有化を図りました。</p> <p style="text-align: right;">（出納局）</p>

約があることが分かれば、現在行われている特命随意契約や一者入札を、より競争性のある契約方法へ変更できる可能性もあると思われる。

価値のある情報を拾い上げ、活用できるようにする仕組みの整備について検討することが望ましい。

### 3. 予定価格の設定にかかる積算について（意見）

予定価格の積算は、契約の基本的かつ重要な行為であり、契約価格の決定に重大な影響を及ぼすものであるため、できる限り客観的に適正な金額を決定することが必要である。

今回の包括外部監査において実施した県に対するアンケートでは、予定価格の積算方法を5つに分類して回答を得た。アンケート結果によれば、単独の参考見積書によるとの回答が26件あり、前年度契約金額を参考に算定しているとの回答は46件あった。三重県会計規則運用方針では、取引の実勢価格や市場価格などを考慮して予定価格を設定することとされている。また、「価格についてまで事業者の申込み（価格）に任せておくと、不当に高価となったり公正を欠くものとなるおそれがある」ことから、「随意契約においても競争入札の場合に準じて、あらかじめ設定した予定価格と事業者が算定した見積金額とを対照」することが求められている。しかし、単独の参考見積書による場合、予定価格が前述の役割を果たすものとならない。また、前年度の契約金額を参考に算定している場合、機械的に前年度と同額にすれば、予定価格は検証されずに用いられ続けることになる。

今回の監査において、積算根拠が不明確であるものや積算時の検討が必ずしも十分とはいえないものなどが散見された。過去からの経緯、経済環境の変化、業務の特殊性など様々な要因を考慮しなければならない積算においては必ずしも正解が1つとは限らないが、であればこそ不断の創意工夫が求められるところである。予定価格の設定にかかる積算においては以下の(1)～(3)につきよく検討し、各部局へ周知し徹底していただきたい。

- (1) 予定価格は、原則として独自に経費等を積み上げて設計した積算金額に基づいて設定すべきである。業務に必要な工数を見積ることで積算し、業務実施後に見積り工数と実績工数を比較して工数を見直し、翌年度の工数の見積りに反映することで、予定価格の精度を高めていくことができる。
- (2) ただし、全ての契約において工数を見積ることは実務的に困難であると思われる。そうした場合、適当と思われる若干名の業者に見積らせる方法（複数の参考見積書により算定する方法）も適正であると思われる。
- (3) 県には、「独自に経費等を積み上げて算定する方法」あるいは「複数の参考見積書により算定する方法」のいずれかで予定価格を積算することを求めたいが、委託業務の特殊性などから「単独の参考見積書により算定する方法」によらざるを得ない場合も想定される。そうした場合でも、業者より入手した参考見積書の金額をそのまま使用するのではなく、たとえ一部分であっても単価や工数を検証することができないか、検討することが必要である。

平成27年3月に、各所属あてに予定価格の設定にかかる積算の考え方(1)から(3)の項目について周知を行いました。

積算の参考となるような優良事例は、「1. 各部局の連携について」のとおり、ベスト・プラクティスとして全庁的に情報共有を図っています。

(出納局)

#### 4. 業務履行能力の確認について（意見）

競争入札は誰でも自由に競争する機会が与えられるべきものであるが、一方で契約の適正な履行が必要であるため、地方自治法施行令第167条の4において入札に参加する者の資格が定められている。また、地方自治法施行令第167条の5において、地方自治体は必要な資格について追加して定めることができるとされている。そこで、県は、三重県会計規則第61条第1項第3号において競争入札の参加資格を定めているが、同条文以外で競争入札の参加資格として財政状態や経営成績が問われることはない。

監査対象案件の中には3年間の契約期間中に経営悪化により業務の履行が困難となった委託先があった。契約期間中に委託先が破たんすれば、県の業務の履行、ひいては県民へのサービス提供に重大な支障を来す危険性がある。委託先が業務履行能力を有していることの確認は極めて重要といえるが、委託先の継続企業としての能力を判定する場合、前述の三重県会計規則第61条第1項第3号の情報のみでは不十分と言わざるを得ない。委託先が継続企業としての能力を有するか否かの判断を完全に行うことは不可能であるが、判断の精度を高めるため、例えば以下のような対応を定めることを検討していただきたい。

- ・ 財政状態や経営成績の判断基準を三重県会計規則に追加する、あるいは総合評価方式の競争入札の場合には評価項目に追加する。
- ・ 決算書等を入手し、設定した判断基準を満たしているか確認する。
- ・ 設定した判断基準を満たしていない場合には、継続企業としての能力に疑問が生じていると考えられるため、資金繰り表や今後の受注見込みなどの追加資料の提出を求めるとともに、必要に応じてヒアリング調査を行い、継続企業としての能力を吟味する。
- ・ 全ての委託契約につき上記の対応をすることは現実的ではないため、契約期間が複数年にわたるもの、あるいは契約金額が高額であるものなど、影響が大きい委託契約に限定する。

平成26年12月から、県民サービスに直接影響のある委託業務として、総合評価一般競争入札で実施する予定価格が2,000万円以上の清掃・警備業務について、入札時に財務諸表の提出を求め、財務状況の分析・確認を行っています。また、必要に応じてヒアリングを実施しています。

複数年契約を締結した企業に対しては、毎年度財務諸表の提出を求め、財務状況の分析・確認を実施しています。  
(出納局)

#### 5. 低入札価格調査における経営状況等の確認について（意見）

県は、地方自治法施行令第167条の10の2に基づき、設計金額が1,000万円以上の清掃業務、警備業務等につき、低入札価格調査制度を設けている。

低入札価格調査制度の調査内容のうち「五 経営状況等」については落札候補者より貸借対照表を提出させ、その内容を検討しているとのことである。しかし、「五 経営状況等」につき剰余金の有無だけで健全性を判断しており、検討が十分とはいえない事例があった。低入札価格調査制度においては、事情聴取などを含む幅広い調査方法が想定されている。よって、各部局が必要に応じて調査方法を選択し、その調査につき説明責任を果たすべきである。しかし、経営状況等の検討が十分でない理由として、担当者に財務的知識が不足していること、及び経営状況等の調査方法や判断基準が設定されていないことが考えられるため、県には併せてその解消策を検討していただきたい。具体的には、「第4. 業務履行能力の確認について」にも記載しているが、財政状態や経営成績について追加調査を行うべき判断基準を示すとともに、設定した判断基準を満たしていない場合には、追加資料の提出やヒアリング調査を行う必要があることを検討し、明文化することが望まれ

低入札価格調査制度を設けている、設計金額が1,000万円以上の清掃・警備業務において、低入札案件となった場合には、財務諸表の提出を求め、財務状況の分析・確認を実施することとし、その旨関係所属に通知しました。

今後、通知内容が適切に運用されるよう、各所属を指導してまいります。  
(出納局)

る。	
<b>6. 再委託の承認について（意見）</b>	
<p>県は、不適切な再委託が行われることで業務の質が低下したり非効率になったりすることを防止するため、原則として再委託を制限している。委託先が再委託を行うためには、県に書面を提出して承認を得る必要があるが、県に提出する書面には、想定される再委託金額を記載することが求められていない。</p> <p>再委託については、国による公共調達においても一定の制限が設けられているところであり、財務大臣通知「公共調達の適正化について」（平成18年8月25日付財計第2017号）において、適正な履行を確保するために審査を行うことが規定されており、審査に必要な情報としては、再委託の業務範囲や必要性などのほか再委託金額も挙げられている。再委託を行うことが適切か否かを判断する際には、十分な情報が県に提出される必要があり、再委託金額は再委託の規模や質を判断するうえで極めて重要な情報であると考えられる。県は、委託先の能力を評価して選定しているわけであるが、業務の大部分あるいは重要な一部を委託先が実施せずに再委託されているとすれば問題である。再委託金額を把握することで、こうした事態の防止をより効果的・効率的に行うことができると考えられる。</p> <p>委託先が再委託の申請を行う際に、想定される再委託金額を提出させることにより、再委託の適切性の判断をより充実させるべきであり、明文化することを検討していただきたい。</p>	<p>再委託予定金額を含め、業務の範囲、再委託の必要性などの情報を収集したうえで適切に判断し、再委託について適正な履行を確保するよう、各所属あてに通知しました。</p> <p>また、事務手続きの平準化を図り、統一した再委託の適否の判断が可能となるよう、再委託申請及び承認の様式例を示しました。</p> <p>今後も、再委託について、適切な判断を行い、その可否を検討するよう、各所属を指導してまいります。</p> <p style="text-align: right;">（出納局）</p>
<b>7. 総合評価一般競争入札における入札結果の通知について（意見）</b>	
<p>総合評価一般競争入札については、地方自治法施行令第167条の10の2において落札者決定基準の設定や学識経験者の意見聴取などの手続きが定められており、県は、入札参加者の提案内容を公平かつ客観的に評価し、最適な業者を選定するために落札者決定基準を作成している。落札者は詳細な評価に基づき決定されており、監査の結果、総合評価一般競争入札における評価項目の設定及び学識経験者による意見聴取の手続きにつき合規性の点で問題はなかった。</p> <p>しかし、より一層、経済性・効率性を追求する観点から、入札参加者に対する入札結果の通知について改善を求めたい。入札参加者には文書により入札の結果が伝えられる。部局によって対応が異なっているが、当該文書には、順位のほか入札価格、価格評価点、技術評価点の記載しかないものがあつた。評価結果の詳細は、落札できなかった業者にとって貴重な情報になると思われる。また、入札参加者が切磋琢磨し良い提案をすることで、県にもメリットが生じる。各部局が入札結果について可能な限り詳細な情報を通知し、入札参加者に対し提案内容の向上を促すことが望ましいため、既に実施済みの部局もあるが、各部局へ周知していただきたい。</p>	<p>物件関係の総合評価一般競争入札において、今後の入札での提案内容の向上を促すため、入札参加者に対して、自社分の詳細な評価結果の通知を希望する者に対して通知することとし、その旨出納局から各所属に通知しました。</p> <p style="text-align: right;">（出納局）</p>
<b>8. 一者入札について（意見）</b>	
<p>県は、発注する予定価格が3千万円以上の物件において、一般競争入札を実施した際に入札参加者が1者になった場合の対応方法を定めている。1者入札を有効とするかどうかの判断は、予定価格</p>	<p>物件関係の一者入札の対応として、入札への参加が可能であったが参加しなかった者や入札参加申請を行ったが</p>

の金額に応じて定められた、予算執行所属の審査会等の機関が行っている。公正性・透明性・競争性を確保しようとする県の姿勢を評価したい。

しかし、競争入札に参加するかどうかは業者の自由意思ではあるものの、今回の監査においても1者入札が散見されたため、1者入札の原因分析とその解消策の検討は県の重要な課題であると思われる。解消方法の一つとして、入札に参加可能と思われる業者がいる場合には、入札に参加する意思がないか電話等で確認する声掛けが有効であると考えられる。入札に参加しない原因を把握する効果もあると思われるため、検討していただきたい。

辞退した者に対して、できる限り不参加又は辞退の理由を電話等で聴取し、一者入札の原因を分析し、次回以降において一者入札の改善に努めるよう、出納局から各所属に通知しました。

(出納局)

## 9. 履行確認について (意見)

地方自治法第234条の2では、地方自治体は契約の適正な履行を確保するため、必要な監督又は検査をしなければならないと定めている。これを受けて、三重県会計規則第84条及び第85条においても監督及び検査が規定されている。監督及び検査による契約の履行確認は、契約の目的にかなった履行の確保を図るための手段として重要であるが、今回の監査において履行確認が十分とはいえない事例が散見された。履行確認の方法は、契約内容に応じて費用対効果を勘案しながら行うべきものであり、各部局において創意工夫することが求められるが、各部局に周知し徹底していただきたい。

各所属あてに、実績報告書に所定の報告事項が記載されているか確認するなど、契約内容に適合した適切な検査(履行確認)を実施するよう、通知を行いました。

引き続き、出納局の現地検査において、適切な検査(履行確認)の実施について確認し、周知徹底してまいります。

(出納局)

テーマ・区分・内容	対応結果	備考
<b>外部監査の結果—一部局個別意見—</b>		
<b>I 防災対策部</b>		
1. 平成 25 年度危険物取扱者保安講習事務委託		
① 予定価格の設定にかかる積算について（意見）		
<p>当該積算には職員給与などが含まれていたが、その金額の算出過程を示す資料がなかった。県は金額を算出する考え方を有しており、それには一定の合理性が認められるが、金額の算出過程を文書で明確にしておくことが望まれる。</p>	<p>職員給与などの積算について、その金額の算出過程を明確に記載した資料を作成しました。</p>	<p>防災対策部</p>
2. 防災ヘリコプター運航管理業務委託		
① 委託先の選定方法について（意見）		
<p>平成 25 年度の包括外部監査の結果報告書においては、防災上の理由から、海岸沿いのヘリポートである津市伊勢湾ヘリポートの移転を含めた将来の対応について検討が望まれるとの意見が述べられている。今後の検討の結果、移転することになった場合には、「随意契約理由（要約）(C)」の要件は外れる可能性があることから、その場合には競争性のある業者選定を行うよう努められたい。</p>	<p>津市伊勢湾ヘリポートが将来的に移転することになった場合には、契約要件を精査し、競争性のある業者選定に努めます。</p>	<p>防災対策部</p>
<b>II 総務部</b>		
1. 三重県給与システム再構築/保守・運用業務委託		
① システム導入後に発生する費用（意見）		
<p>本契約はシステム再構築と 5 年間の保守・運用を委託するものであるが、5 年経過後、引き続き再構築業者と随意契約で保守・運用契約を締結することになった場合、適切な予定価格を設定する必要がある。そのため毎期発生する、保守・運用費用を継続的かつ詳細に把握することが求められる。</p> <p>今後、毎期の実績の検証を行うに際しては、より詳細な内訳書を入手することが望ましい。</p>	<p>新給与システムの再構築は平成 27 年 6 月に完了し、平成 27 年 7 月から本稼働したことに伴い、保守・運用業務が発生しています。</p> <p>平成 27 年度以降の実績の検証の際には、経済性の確保の観点から、より詳細な費用内訳書を徴収します。</p> <p>なお、平成 27 年度に制度改正等に伴うシステム変更を行っていますが、その検証の際には、詳細な費用内訳書を徴収し経済性の確保に努めています。</p>	<p>総務部</p>

<b>② 入札参加者への入札結果の通知（意見）</b>		
<p>現在、入札参加者は入札等情報公開システムで公開される「入札・見積結果情報」により入札の結果を確認できるが、入札価格、技術評価点、合計評価点の記載しかない。</p> <p>落札できなかった業者にとって、評価が低かった項目を知ることは次の提案をより良いものにするために極めて有意義であると思われる。また、入札参加者が互いに切磋琢磨することで、県にとってもより良い提案を受けられるメリットが生じる。入札結果についてより詳細な情報を個別に通知する等、入札参加者に対し提案内容の向上を促すことが望ましい。</p>	<p>総合評価一般競争入札の入札結果について、入札参加者に対して可能な限り詳細な情報を通知するよう、平成 27 年 7 月 23 日付けで出納局長から通知があったところです。</p> <p>平成 27 年 9 月 1 日以降の公告の入札案件からは、この出納局長通知に基づき、評価項目ごとの点数を希望する入札参加者に個別に通知することとし、入札参加者に対して提案内容の向上を促します。</p>	総務部
<b>2. 三重県ワークライフバランス支援事業業務委託</b>		
<b>① 委託業務の実績報告（指摘）</b>		
<p>本委託業務は、仕事と生活の調和を図り、育児・介護等の生活面での支障により心身に疲労をきたすことを防止するために必要な支援を委託するものである。</p> <p>委託先が提供するサービスが職員に対して行われていることは確認できたが、仕様書に記載されている業務委託の内容がどのように履行されたのか一部不明瞭であった。業務委託の内容と整合するように仕様書の記載内容を変更するとともに、仕様書に沿った履行確認の資料を残すことが必要である。</p>	<p>当該事業について、仕様書に沿った業務を履行したことを確認できる資料を残しました。</p> <p>平成 27 年度当該事業については、業務委託内容と整合するよう仕様書の記載内容を見直しました。</p> <p>今後も適正な仕様書を作成し、業務委託の履行確認を行ったうえで確認した資料を残すように努めてまいります。</p>	総務部
<b>② 再委託先の選定における競争性の確保（意見）</b>		
<p>委託先が、同一業者と長期にわたって特命随意契約を行うと競争性が働かない状況となるため、適切なタイミングでアウトソーシング会社の企画コンペを行うなど、選定方法や契約内容の見直しを検討されたい。</p>	<p>再委託先の選定については、競争性を確保した選定を実施するよう仕様書に明記するなど契約内容の見直しを行いました。</p> <p>今後も、競争性を確保した選定に努めてまいります。</p>	総務部
<b>③ 利用実績の向上（意見）</b>		
<p>利用実績は前年同期より増加はしているが、十分活用された状況ではない。職員への情報提供メールの発信、Web サイトの充実などにより、周知するとともに、利用しやすいメニューについても検討し、職員に十分に活用されるよう努められたい。</p>	<p>委託先と連携し、効果的な職員への周知の実施と、職員ニーズに応じた利用しやすいメニューを導入しました。</p> <p>引き続き職員のニーズに応じた利用促進を周知し、十分に活用されるよう努めてまいります。</p>	総務部
<b>3. 電子計算事務処理業務委託（恩給・年金）</b>		

① 予定価格の設定にかかる積算（意見）		
<p>受託者から提出される見積書の内訳は必ずしも実勢価格と比較できる様式にはなっていないため、なるべく実勢価格と比較しやすいように内訳書の構成を変更することが考えられる。例えば、労働時間数×時間単価＝人件費、という形式で記載した場合には、時間単価について実勢価格との比較がある程度可能になると思われる。実勢価格との比較が可能となるよう、見積書の様式を工夫することが望ましい。</p>	<p>受託者から提出された見積書を実勢価格と比較できるようにするため、平成 27 年度の見積書の様式を変更しました。 今後も実勢価格との比較が可能になるよう見積書の様式の工夫に努めてまいります。</p>	総務部
4. 三重県栄町庁舎等設備管理業務委託		
① 再委託の承認（指摘）		
<p>県は委託先から提出された再委託通知書に基づき再委託を承認していたが、この通知書の再委託金額は本業務委託の契約額そのものが記載されており、この通知書では委託業務の全部が再委託されていることになっていた。しかし、再委託を行っている部分は、本契約の一部であり金額の記載誤りに気が付くことなくそのまま再委託は承認されている。今後は再委託申請書の内容を十分検討することが必要である。</p>	<p>再委託申請書の様式について、「再委託金額」と「契約金額」を併記する様式に変更し、記入誤りを防止するとともに、申請書を受領した際には複数人で記載内容のチェックを実施しました。 今後も契約事務の適切な実施に努めてまいります。</p>	総務部
5. 平成 23～26 年度三重県本庁舎等警備業務・防災宿日直業務委託		
① 委託先の選定方法（指摘）		
<p>本委託業務については、低入札価格調査を行った上で業務履行が可能と判断されたため、落札が認められた。 当該調査では、決算書に利益剰余金が計上されていることから、健全な経営状態としているが、剰余金があるという理由だけで、健全な経営状態であると結論づけるのは妥当ではない。</p>	<p>契約にかかる事業者の財務状況の確認については、出納局から総合評価一般競争入札で実施する予定価格 2,000 万円以上の清掃・警備業務委託を対象として、その方法が通知されたところです。 この通知に即して、直近 2 か年分の財務諸表（貸借対照表、損益計算書）を事業者から徴取し「財務状況の分析（標準例）」を参考に財務状況を分析し、必要に応じヒアリングにより確認することとしました。 今後も入札事務の適切な実施に努めてまいります。</p>	総務部
Ⅲ 健康福祉部		
1. 狂犬病予防及び動物愛護管理推進事業業務委託		
① 四日市市との費用分担について（指摘）		
<p>年度末に受託業務による剰余金が生じた場合には、四日市市と協議のうえ、業務量を反映</p>	<p>四日市市と協議のうえ、平成 26 年度分から業務</p>	健康福祉部



<p>する比率として人口比を採用し、両者に戻入する方法で費用分担を実施している。本来、按分計算にあたっては、三重県分、四日市市分を区分して実際の業務量を把握し、それぞれの積算と比較して、別々に精算を実施すべきである。また、業務の区分が困難である場合は、業務委託金額の比による按分等を行うなど、今後は合理的な費用分担について検討する必要がある。</p>	<p>委託金額の比による按分等に基づき精算を行っています。</p>	
<p><b>② 予定価格の設定にかかる積算（減価償却費、退職金引当費用）について（指摘）</b></p>		
<p>減価償却費と退職金引当を予定価格に算入しているが、これらは、四日市市との間で分担すべき費用であることから、今後は積算の時点で、合理的な按分比率を使用し、三重県の負担額のみを予定価格に算入する必要がある。</p>	<p>減価償却費及び退職金引当費用の予定価格設定時における積算については、平成 27 年度事業分から三重県の負担額のみを予定価格に反映しています。</p>	<p>健康福祉部</p>
<p><b>③ 予定価格の設定にかかる積算（人件費）について（指摘）</b></p>		
<p>予定価格の積算に用いる人件費の単価の算定において、年間総労働時間に県と四日市市の人口比より算出した按分比を乗ずるのは合理的といえない。</p>	<p>人件費の積算に用いる単価については、平成 27 年度事業分から業務委託の比に基づき積算して設定しています。</p>	<p>健康福祉部</p>
<p><b>2. 平成 25 年度ライフイノベーション推進先進技術促進緊急雇用創出事業委託</b></p>		
<p><b>① 随意契約理由の記載について（指摘）</b></p>		
<p>鈴鹿医療科学大学と随意契約を行う合理性はあると思われるが、委託先の要件が明確に示されていないことから、鈴鹿医療科学大学と随意契約する明確な理由につながっていない。このため、随意契約理由を十分かつ適切に記載することが必要である。</p>	<p>随意契約を行う場合には、委託先の要件設定について委託業務の目的・趣旨に照らして適切かつ正確なものとなっているか、また具体的な理由が記載されているか十分な確認を行っています。</p>	<p>健康福祉部</p>
<p><b>② 事業内容について（指摘）</b></p>		
<p>本委託業務は、医療・健康・福祉分野の啓発活動という目的だけではなく、実際には緊急雇用創出事業実施要領に基づく事業であり、本委託業務を行うことによる直接的な雇用創出が第一義的な目的であるが、その点を考慮したとしても、事業内容は委託先構内での数回のパネル展示と一民間企業が開発した福祉事業にも活用可能な産業機械の紹介にとどまっているともいえ、事業規模と比較してその内容は伴っていないと思われる。支出に見合った十分な活動成果を上げる必要があった。</p>	<p>今後、類似の委託業務を行う際には、事業規模に見合った成果が得られるよう十分検討したうえで行うこととしています。</p>	<p>健康福祉部</p>
<p><b>3. 平成25年度 離職者等就労支援事業</b></p>		
<p><b>① 委託業務の拡充について（意見）</b></p>		
<p>介護職員初任者研修に関し、本委託事業には各回 40 名の定員が設けられており、受講希</p>	<p>平成 25・26 年度は年間 3 課程（定員 117 名）で</p>	<p>健康福祉部</p>

<p>望者は延べ 231 名存在していたのに対し、受講希望者の半数以上にあたる延べ 117 名が受講することができなかった。県は介護職員初任者研修課程の指定事業者として 60 の事業者を指定しており、指定事業者であれば当該業務は実施可能である。この指定事業者からは講師の派遣を受けること等で人的資源に余裕が生まれ、開講数を増やすことが考えられる。また、日程の調整等を工夫することで、開講数を増やす余地があるように思われる。</p>	<p>実施しましたが、平成 27 年度は、学生等を対象とした 1 課程（定員 39 名）を増やし、年間 4 課程（定員 156 名）に事業を拡充して実施しています。</p>	
<p><b>4. 平成 25 年度 福祉・介護人材マッチング支援事業</b></p>		
<p><b>① システム改修費用の積算について（指摘）</b></p>		
<p>平成 24 年度及び平成 25 年度において、潜在的有資格者等データ整備・管理に関するシステム改修費が積算されたが、実際には改修の必要はなく、改修費用は発生しなかった。 特に継続的に実施される事業において、過年度に不要と判断された事項を積算する場合、予定価格を適切に算定するため当該事項の事業遂行上の要否をより綿密に検討する必要がある。</p>	<p>平成 27 年度から継続事業においては、過年度に不要と判断された事項について、翌年度の必要性を十分に検討し、予定価格を適切に積算しています。</p>	<p>健康福祉部</p>
<p><b>② キャリア支援専門員にかかる人件費について（意見）</b></p>		
<p>平成 24 年度及び平成 25 年度において、キャリア支援専門員にかかる人件費総額について、最終契約額が減額されている。 継続する事業において、予定価格をより適切なものにするためには、積算額と実績が大きくかい離した場合、仕様書どおりの履行を確認できたのであれば、積算額の妥当性について再度検討し、翌事業年度の予定価格の積算に反映すべきである。</p>	<p>平成 27 年度から継続事業において、履行実績を確認するとともに、積算の妥当性について、十分に検討を行い、予定価格を適切に積算しています。</p>	<p>健康福祉部</p>
<p><b>③ 委託料の確定について（指摘）</b></p>		
<p>本委託業務は、委託業務に要した経費を委託料とするものであり、委託先により報告された経費を県の負担とすることが適当なものか検討する必要がある。そのため、経費の内訳を単に把握するだけでなく、その経費が実在したものであること、委託業務を遂行するためのものであること、非効率なものでないことを確かめることが必要である。 具体的には、経費一件ごとの明細を入手して、請求書等により経費の実在性や委託業務という目的への適合性等を確認し、必要に応じてヒアリングを行うことが求められる。ただし、経費の件数は膨大であることから、全件の確認作業を行うことは現実的でなく、多額のものや不自然なものについて明細を閲覧し、重点的に確認することが効率性の観点から妥当と考える。</p>	<p>平成 26 年度の委託料の確定から、多額な費用にかかる事項等を抽出し、仕様書と照らし合わせるとともに、聴き取りを行うなど、経費の実在性や目的への適合性等を確認しています。</p>	<p>健康福祉部</p>
<p><b>5. 平成 25 年度 福祉・介護の魅力発信事業</b></p>		
<p><b>① 実績報告書に掲載された広告について（指摘）</b></p>		
<p>成果物として提出された実績報告書の末尾に、社会福祉法人 全国社会福祉協議会の保険広告が 2 ページにわたり掲載されていた。当該広告の掲載については、仕様書に記載されて</p>	<p>県の許可なく委託の成果物に広告等を掲載しないよう徹底しました。</p>	<p>健康福祉部</p>

<p>おらず、事前の合意もなかった。なお、この広告が実績報告書に掲載されていることで、県が広告料収入を得ていることはなかった。今後、県の許可なく委託の成果物に広告等を掲載しないよう指導すべきである。</p>		
<p><b>6. シニア社会活動・健康づくり推進事業委託</b></p>		
<p>① 履行確認について（意見）</p>		
<p>ねんりんピックへの派遣事業の詳細について、実績報告書を入手した段階でヒアリングを実施し、内容確認等を行っているが、履行確認の記録資料は保存されていなかった。委託者として、支出内容の妥当性について確認したことを明らかにするためにも、資料を保存することが望ましいと考える。</p>	<p>平成 26 年度から履行確認の結果を記録し、委託先の関係書類等の写しとともに保存しています。</p>	<p>健康福祉部</p>
<p><b>7. 精神通院公費診療報酬事務費(単価契約)</b></p>		
<p>① 履行確認について（意見）</p>		
<p>本委託業務の履行確認では、県は委託先から県の負担額の審査・算定結果を入手するとともに、精神病床を有する 18 病院について抜き取りでレセプトとカルテの照合を行っている。しかし、その他の診療所等ではこうした照合等の手続きが行われていない。診療所は多額の公費診療報酬が生じるわけではないが、多数存在することから全体では金額的影響がある。このため、履行確認の対象範囲をより一層拡大し、診療所等を含めることが望ましい。一定額以上のものを対象としたり、ローテーションの考え方を用いて対象とする診療所等を決定したりするなど、効率性及び実行可能性の観点もふまえ、履行確認の対象を検討されたい。</p>	<p>平成 27 年度から、診療所等についても、抽出により履行確認することとしています。</p>	<p>健康福祉部</p>
<p><b>8. 精神科救急医療システム運用事業委託</b></p>		
<p>① 事業計画書の入手について（指摘）</p>		
<p>本業務委託の委託契約書第 4 条によれば、受託者は年間の事業計画書を県に提出し、県の承認を受けるものとされている。しかし、実際には事業計画書は県に提出されておらず、同委託契約書第 5 条に基づき、受託者が県に毎月提出している当番表を事業計画書の提出とみなしていた。県は受託者に事業計画書の提出を求めるべきであった。</p>	<p>平成 27 年度から事業計画書を提出させることとしています。</p>	<p>健康福祉部</p>
<p><b>9. 三重県障がい者就労安心事業</b></p>		
<p>① 有効活用について（意見）</p>		
<p>平成 19 年度と比べて平成 25 年度の支援人数は約 2 倍になっており、本委託業務による支援を求める障がい者が増えているが、予算による制約があること及び業務内容が変わってきたことから、障がい者 1 人当たり単価は低下する傾向にある。県は、支援を必要とする潜在的な人数を把握するとともに、支援回数や支援方法について検討し、より効果的に事業を実施するよう努めていただきたい。</p>	<p>障害者福祉施設からの一般就労者(平成 26 年度 161 人)のうち支援を必要とする対象者の当事業の積極的な利用について、事業所等に周知、依頼することにより、支援対象者の把握を行っています。それぞれの対象者のニーズにあった支援が行えるよう、対象となる障がい者や事業を実施する事業</p>	<p>健康福祉部</p>

		所等の意見をお聴きしながら、支援回数、単価等を検討し、限られた予算の中で効果的な事業の実施に努めています。	
<b>10. 三重県周産期医療ネットワークシステム運営研究事業(妊産婦)委託</b>			
<b>① 履行確認について(指摘)</b>			
<p>委託先から提出された事業報告書には、所定の報告事項である 1)他の周産期母子医療センターと産婦人科医会及び消防機関等と調整した内容とその結果、2)緊急搬送に必要な共通紙の作成枚数と配布先、3)各産科医療機関からの相談・問い合わせ等の対応内容についての記載がなかった。また、セミナーの開催実績や研修受講実績とその成果の分析については、セミナー開催実績の記載のみであり、その成果の分析についての記載はなかった。</p> <p>所定の報告事項を記載していないこの事業報告書を見て、確認することは適切ではない。履行確認を慎重に行う必要がある。</p>	<p>事業者に対し、仕様書に記載してある所定の報告事項を報告書に記載するよう指示しました。その結果、平成 26 年度事業の履行確認から、提出された事業報告書に所定の報告事項が掲載されていることを確認しています。</p>	健康福祉部	
<b>11. 三重県広域災害・救急医療情報システム運営事業</b>			
<b>① 委託料の確定について(指摘)</b>			
<p>本委託業務は、委託業務に要した経費を委託料とするものであり、委託先により報告された経費を県の負担とすることが適当なものか検討する必要がある。そのため、経費の内訳を単に把握するだけでなく、その経費が実在したものであること、委託業務を遂行するためのものであること、非効率なものでないことを確かめることが必要である。</p> <p>具体的には、経費一件ごとの明細を入手して、請求書等により経費の実在性や委託業務という目的への適合性等を確認し、必要に応じてヒアリングを行うことが求められる。ただし、経費の件数は膨大であることから、全件の確認作業を行うことは現実的ではなく、多額のものや明細を閲覧して不自然なものを重点的に確認することが効率性の観点から妥当なものとする。</p>	<p>平成 26 年度の委託料の確定から、多額な費用にかかる事項を抽出し、請求書により委託業務の経費の実在性や目的への適合性を確認しています。</p>	健康福祉部	
<b>12. 三重県地域医療研修センター事業委託</b>			
<b>① 委託料の認定について(指摘)</b>			
<p>本委託業務は、委託業務に要した経費を委託料とするものであり、委託先により報告された経費が適当なものか検討する必要がある。そのため、経費の内訳を単に把握するだけでなく、その経費が実在したものであること、委託業務を遂行するためのものであること、非効率なものでないことを確かめることが必要である。</p> <p>具体的には、経費一件ごとの明細を入手して、請求書等により経費の実在性や委託業務という目的への適合性等を確認し、必要に応じてヒアリングを行うことが求められる。ただし、経費の件数は膨大であることから、全件の確認作業を行うことは現実的ではなく、多額のものや明細を閲覧して不自然なものを重点的に確認することが効率性の観点から妥当なものとする。</p>	<p>平成 26 年度の委託料の確定から、多額な費用にかかる事項を抽出し、請求書により委託業務の経費の実在性や目的への適合性等を確認しています。</p>	健康福祉部	

と考える。		
<b>② 委託費で取得した備品等について(意見)</b>		
<p>資産購入費で統計分析ソフト、プロジェクターが取得された。このような複数年にわたり使用することができる固定資産については、耐用年数にわたり使用できるように台帳等による適切な管理を行うことが求められる。</p> <p>委託費で取得した備品等については適切に管理がなされるように、契約書もしくは仕様書において、備品等の管理の必要性について明記すべきである。</p>	委託契約の中に複数年にわたり使用できる備品購入が含まれる場合は、契約書等で台帳整理等、適切な管理方法について定めることとしました。	健康福祉部
<b>13. 難病相談支援センター事業</b>		
<b>① 予定価格の設定にかかる積算について(意見)</b>		
<p>現在、報償費の積算に利用している報酬単価は通常の医師の報酬よりも相当低く、この報酬を前提に契約金額が定められていることは、医師の善意に頼って業務を行っているものと考えられ、短期的に適正な報酬とすることが困難だとしても、可能な範囲で医師の報酬を見直しすることを検討されたい。</p>	当該事業の報償費は、相談会を年数回開催するにあたって、出席していただく医師への謝礼にあたるものであり、国庫補助事業において規定されている非常勤として雇い上げる医師の報酬単価を用いています。今後も適切な金額のあり方について、検討していきます。	健康福祉部
<b>14. 平成 25 年度若年層の自殺対策推進体制構築事業</b>		
<b>① 研修会の実施地域の偏りについて(意見)</b>		
<p>研修会の実施地域について、地域的な偏りが生じるのは、仕様書において希望する教育委員会若しくは学校に対して研修会を実施するとあり、本委託業務を有用なもの判断した一部の教育委員会からのみ依頼を受けているため、当該教育委員会に属する中学校に開催が集中しているものと推定される。本委託事業は有用な事業と考えられるものであり、事業の有用性を各教育委員会や学校が理解し、研修会の開催を希望してもらうために、研修会の視察やアンケート結果を見せるなどにより、積極的な働きかけを行うことが望まれる。</p>	生徒への出前授業については、北勢、中勢、南勢、伊賀、紀州等県内全地域での実施に努めるよう、委託仕様書に記載しました。また、教師及び保護者への研修会についても、各市町の教育委員会及び学校に理解し、希望してもらえるように働きかけています。今後も引き続き当該事業の有用性について、積極的に働きかけを行います。	健康福祉部
<b>15. 障がい者(児)歯科医療事業業務委託</b>		
<b>① 変更契約にかかる成果の報告について(指摘)</b>		
<p>障がい者(児)歯科医療技術者養成実習について、県が委託先に求めた報告内容は、開催日、担当指導員と謝金の内訳であるが、この報告内容では、仕様書のとおり実習が行われているかどうか分からず、事実を確認しようにも報酬を受領した担当指導員に確認するしか術はない。今後は、委託者が事業を実施したことを確認できるように、少なくとも、実習毎に参加した歯科医師や歯科衛生士の氏名を記載するなど、適切な成果の報告を求めるべきである。</p>	平成 26 年度の報告から、実習毎に参加した歯科医師や歯科衛生士の氏名を記載するなど、実績報告の様式を変更し、事業の成果が報告書にて確認できるようにしています。	健康福祉部

16. がん検診受診促進・精度管理事業業務委託		
① 予定価格の設定にかかる積算について（指摘）		
<p>本委託業務では予算策定時の参考見積書の金額をそのまま予定価格としており、当該金額は前年度とも同額である。予定価格は契約を締結する場合の契約金額の基準となる価格であるが、積算の根拠が不明確なことから判断基準としては不十分である。</p> <p>類似業務の金額・単価と比較するなど経済的実態をふまえた上で、年度ごとに積算を行い、妥当性を検証できるようにすべきである。</p>	<p>平成 27 年度の予定価格の設定から、参考見積書のみを拠り所とするのではなく、過年度の実施状況（実績）や類似業務の金額・単価をふまえ、年度ごとに見直しを行い、適切に積算しています。</p>	健康福祉部
17. 三重県地域がん登録運営事業委託		
① 予定価格の設定にかかる積算について（指摘）		
<p>本委託契約では以前に入手した参考見積書の金額をそのまま予定価格としており、当該金額は前年度とも同額である。予定価格は契約締結する場合の契約金額の基準となる価格であるが、積算の根拠が不明確なことから判断基準としては不十分である。</p> <p>類似業務の金額・単価と比較するなど経済的実態をふまえた上で、年度ごとに積算を行い、妥当性を検証できるようにすべきである。</p>	<p>平成 27 年度の予定価格の設定から、参考見積書のみを拠り所とするのではなく、過年度の実施状況（実績）や類似業務の金額・単価をふまえ、年度ごとに見直しを行い、適切に積算しています。</p>	健康福祉部
18. 母子寡婦福祉資金電子計算事務処理委託		
① 予定価格の設定にかかる積算について（意見）		
<p>本委託業務は継続的な契約であるため、平成 25 年度の契約時には、過年度の実施状況から、各作業項目別に人件費、経費、用紙代等の単価及び数量を明示した設計金額の内訳を作成することが可能であったと考えられる。そして、平成 25 年度の契約時には、県がそのような内訳を基に単価面、数量面から契約金額の合理性を検討することが望ましかった。</p>	<p>今後、同様の業務を継続的に委託する場合の予定価格の設定については、前年度の委託先の見積書を参考とするのではなく、過年度の実施状況（実績）から各項目の必要額を積算します。</p>	健康福祉部
19. 先天性代謝異常等検査事業業務委託		
① 随意契約理由の記載について（指摘）		
<p>検査業務のほかにも、委託する際の条件である調査・研究・医療介入・治療や県内治療機関が集まったの研修会の実施などをふまえると、国立大学法人三重大学と随意契約を締結する合理性はあると思われるが、随意契約理由書の記載からはその合理性が確認できない。随意契約理由を十分かつ適切に記載することが必要である。</p>	<p>平成 27 年度からは、委託する際の条件をふまえ、効率的・効果的な事業実施のための随意契約の必要性と理由を明確に記載しています。</p>	健康福祉部
<b>IV 環境生活部</b>		
1. 三重県環境総合情報システム（行政事務処理システム）再構築業務委託		
① 入札参加者への入札結果の通知について（意見）		
<p>入札参加者には「総合評価一般競争入札結果調書」により入札の結果が伝えられるが、当該調書には、順位のほか入札価格、価格評価点、技術評価点の記載しかない。落札できな</p>	<p>今後の入札結果通知については、平成 27 年 7 月 23 日付け出納局長通知「平成 26 年度包括外部監査</p>	環境生活部

<p>った業者にとって、評価が低かった項目を知ることは次の提案をより良いものにするために極めて有意義であると思われる。また、入札参加者が互いに切磋琢磨することで、県にとってもより良い提案を受けられるメリットが生じる。県は、入札結果についてより詳細な情報を通知し、入札参加者に対し提案内容の向上を促すことが望ましい。</p>	<p>結果（総括的意見）への対応（保留分追加）について」に基づき、希望する入札参加者には自社分の詳細な評価結果を通知し、適切に対応します。</p>	
<p><b>2. 三重県地球温暖化防止活動推進員活動支援事業業務委託</b></p>		
<p>① 委託業務の効果測定について（意見）</p>		
<p>何らかの方法で事業全体の効果を測定し、地球温暖化防止という目的に照らして、実施している事業が適切であるか検討することが重要である。また他の地方自治体が実施している推進員活動支援事業について情報収集を行うなどして、当該業務の効果を高める事業内容の検討をすべきである。</p>	<p>地方自治体の役割として、地球温暖化対策に関する普及啓発は重要であるため、他の自治体に「地球温暖化防止活動推進員に関する調査」を実施しました。また、中部ブロック合同推進員研修会で他県の推進員活動について情報収集しました。これらを参考に、これまで少なかった地球温暖化防止活動推進センターのコーディネートによる出前講座を増やすことで、講座内容の充実を図ることとしています。</p> <p>また、今後、地球温暖化防止や気候変動による影響に関する講座後のアンケートで、地球温暖化対策等の活動に取り組む意向を示した受講者の割合を調査することとしています。</p>	<p>環境生活部</p>
<p><b>3. M-EMS審査員維持研修・普及啓発業務委託</b></p>		
<p>① 委託業務の効果測定について（意見）</p>		
<p>県はM-EMSの効果について検証を実施しているが、本委託業務の効果について直接的な検証がされていない。本委託業務の性質と、委託先が一般社団法人M-EMS認証機構に限られており、新規事業の提案がされにくいことを考えると、可能な限り直接的に、効果の検証を実施すべきであると考えられる。併せて、M-EMS認証事業所数の実績値が目標値を下回っており、本委託業務の効果が十分ではないと推測されることから、事業所数が増加するよう、本委託業務においてもより一層効果的な実施に努められたい。</p>	<p>平成27年8月に、他の都道府県の事業者に対する環境マネジメントシステムの普及啓発の状況や方法などの全国調査を実施しました。これらを参考に、より幅の広い事業者が参加できる説明会・構築講座を実施するなどの工夫を行うこととしています。</p>	<p>環境生活部</p>
<p><b>4. 平成25年度三重県留学生等支援事業業務委託</b></p>		
<p>① 委託先で発生する費用の検証について（意見）</p>		
<p>本委託業務は、事業の特殊性から県の外郭団体である公益財団法人との特命随意契約であること、また、14年間連続して同一事業者との契約であることから、今後も同様の契約が継続することが想定される。それならば、毎年度、委託先で発生している費用の額や内容の妥当性を検証し、翌年度の予定価格設定の際に積算方法の見直しを行う必要がある。</p>	<p>これまでも前年度の実績報告の内容を検証するなどして、予定価格の設定を行ってきましたが、より精査するとともに、今後も平成27年3月31日付け出納局長通知「平成26年度包括外部監査結果（総</p>	<p>環境生活部</p>

<p>委託者から入手している見積書には、費目ごとに単価や工数が詳細に記載されているため、可能であれば業務完了時にはこれらを実績値に置き直した資料を入手し、費用の検証作業に利用することがより望ましい。</p>	<p>括的意見)への対応について」に基づき適切に対応します。</p>	
<p><b>5. 平成 25 年度多言語行政生活情報提供事業業務委託</b></p>		
<p><b>① 三重県情報提供ホームページの仕様について (意見)</b></p>		
<p>ホームページ利用者構成と実際の国籍別外国人住民構成には乖離があり、現在のホームページは、想定しうる利用者に適したのではなく、一部の外国人住民にとっては利用しづらい仕様になっていると考えられる。</p> <p>三重県情報提供ホームページには、教育、就職、医療、防災、住宅等に関する情報が掲載されているが、県民にとってはいずれも重要な情報であり、国籍にかかわらず情報を入手できる仕様にすべきであるため、現在対応していない他の言語(中国語等)での掲載も行うことが望ましい。</p>	<p>平成 27 年度から、新たに中国語とフィリピン語を加えた 6 言語(ポルトガル語、スペイン語、中国語、フィリピン語、英語、日本語)により情報提供を行っています。</p>	<p>環境生活部</p>
<p><b>② 委託先の選定方法について (指摘)</b></p>		
<p>本業務委託は特命随意契約になっているが、その理由について</p> <p>県内事業所の保有、外国人スタッフの雇用といった明確な要件は一部存在するものの、それ以外の要件については、客観的な判断が困難なものが多く、特命随意契約とする理由に乏しいと考える。また、①で述べたとおり、三重県情報提供ホームページの対応言語の見直しを行うべきであり、そうした場合、現在の事業者では対応できない可能性がある。</p> <p>外国人住民に対する安定的な情報提供といった事業の特殊性からすると実施可能な業者は限定されることはやむを得ないが、プロポーザル方式の採用により、事業者の能力や提案内容に応じた競争性のある業者選定を行われたい。</p>	<p>本委託業務については、平成 27 年度の契約から、企画提案コンペ方式により事業者の選定を行っています。</p>	<p>環境生活部</p>
<p><b>6. 平成25年度外国人住民総合ヘルプデスク事業業務委託</b></p>		
<p><b>① 委託先で発生する費用の検証について (意見)</b></p>		
<p>本委託業務は、企画提案コンペ方式により事業者の選定を行っているが、実際の参加者は 1 社のみであること、また、6 年間連続して同一事業者との契約であることから、今後も同様の契約が継続する可能性がある。それならば、毎年度、委託先で発生している費用の額や内容の妥当性を検証し、翌年度の予定価格設定の際に積算方法の見直しを行う必要がある。</p> <p>委託者から入手している見積書には、費目ごとに単価や工数が詳細に記載されているため、可能であれば業務完了時にはこれらを実績値に置き直した資料を入手し、委託先で発生している費用の検証作業に利用することがより望ましい。</p>	<p>これまでも前年度の実績報告の内容を検証するなどして、予定価格の設定を行ってきましたが、より精査するとともに、今後も平成 27 年 3 月 31 日付け出納局長通知「平成 26 年度包括外部監査結果(括的意見)への対応について」に基づき適切に対応します。</p>	<p>環境生活部</p>
<p><b>7. 平成 25 年度日本語教師受入事業業務委託</b></p>		
<p><b>① 委託先で発生する費用の検証について (意見)</b></p>		



<p>本委託業務は、開発途上国の日本語教師の受入業務という事業の特殊性から県の外郭団体である公益財団法人との特命随意契約であり、過去 4 年間連続して同様の契約内容であった。それならば、毎年度、委託先で発生している費用の額や内容の妥当性を検証し、翌年度の予定価格設定の際に積算方法の見直しを行う必要があった。</p> <p>委託者から入手している見積書には、費目ごとに単価や工数が詳細に記載されていたため、業務完了時にはこれらを実績値に置き直した資料を入手し、委託先で発生している費用の検証作業に利用することが望ましい。</p>	<p>本事業は平成 25 年度で終了しましたが、同様の委託業務を行うにあたっては、平成 27 年 3 月 31 日付け出納局長通知「平成 26 年度包括外部監査結果（総括的意見）への対応について」に基づき適切に対応します。</p>	<p>環境生活部</p>
<p><b>② 事業の効果について（意見）</b></p>		
<p>本委託業務は、日本語教師の育成に一定の成果がみられたとして、平成 26 年度以降の委託契約は締結しないこととなっているが、今後の国際交流において人材を有効活用するため、これまで受入れてきた開発途上国の日本語教師の追跡調査等を引き続き実施していくことが望まれる。</p>	<p>これまで受入れてきた日本語教師等に対して、平成 27 年度に、大規模災害発生時に外国人住民等に提供する災害情報等の翻訳作業への協力について意向確認を行いました。</p> <p>今後も引き続き、災害時の翻訳協力など、可能な範囲での人材の有効活用を行っていきます。</p>	<p>環境生活部</p>
<p><b>8. 新県立博物館情報システム構築及び運用保守業務委託</b></p>		
<p><b>① 入札辞退の理由について（意見）</b></p>		
<p>本業務委託においては、入札時に 2 者が辞退したことにより 1 者入札となった。辞退した 2 者のうち 1 者から入札辞退届が提出され辞退理由が明らかにされているが、もう 1 者の辞退理由は明らかではない。現状の県の規則では、辞退した者に対して、辞退届の提出及び辞退理由の明示を求めているが、辞退理由は審査において 1 者入札の有効性を判断する際に重要な情報であると考えられる。また、将来の同種の業務委託において競争性を向上させるために資する情報を入手できる可能性もある。可能な限り、入札の辞退理由を審査において明示するよう努められたい。</p>	<p>本業務委託では、入札を辞退した 2 者のうち 1 者から入札辞退届が出され、1 者入札審査の判断材料としたところですが、今後は、1 者入札の審査及び新たな業務委託を行う場合の参考情報として活かすため、平成 27 年 3 月 17 日付け出納局長通知「『三重県物件関係 1 者入札対応について』の一部改正について」に基づき適切に対応します。</p>	<p>環境生活部</p>
<p><b>② サービスレベルアグリーメント協定の締結について（意見）</b></p>		
<p>本業務委託では、システムの運用保守についてサービスレベルアグリーメント協定（以下、「SLA 協定」という。）が締結されることになっている。しかし、システムの運用は 2014 年 4 月に開始されているものの、SLA 協定は締結されていなかった。初めの半年間を仮運用期間とすることについては委託先と合意し、サービスレベルの水準を決めるため、サービスレベルのモニタリングを毎月実施しているとのことであるが、システムの稼働状況は安定していると思われるため、早期の協定締結は可能と思われる。県は速やかに SLA 協定を締結することが望ましい。</p>	<p>システムの稼働開始以来、システムの運用に則して継続的にサービスレベルの検証を行ってきましたが、その結果を受けて、協定内容の最終的な調整を図ったうえで、平成 27 年（2015 年）1 月、正式な協定を締結しました。</p>	<p>環境生活部</p>
<p><b>9. 新三重県立博物館警備業務委託</b></p>		

① 委託業務完了報告書のサイン・押印について（意見）		
<p>本業務委託においては、受託者より「受託業務完了報告書」が提出され、県の監督員が内容を確認の上、サイン・押印を行うことになっている。しかし、平成26年3月分の委託業務完了報告書を閲覧したところ、監督員のサイン・押印がなかった。また、同月の検査命令簿についても、決裁欄に監督員及び決裁者のサイン等がなく、決裁欄は空欄となっていた。履行確認については別途、決裁が行われているため、実質的には履行確認に問題はないと考えられるが、今後は委託業務完了報告書及び検査命令簿へのサイン・押印を徹底していただきたい。</p>	<p>当該案件については履行を確認して決裁権者の決裁も行われているものの、添付書類に押印漏れがありました。今後は、平成27年3月31日付け出納局長通知「平成26年度包括外部監査結果（総括的意見）への対応について」に基づき適切に対応します。</p> <p>なお、現在、履行確認を行う際には、必要な添付書類の適切な事務処理を行うよう徹底し、複数名によるチェックを行っています。</p>	環境生活部
10. 新三重県立博物館展示製作及び施工業務委託		
① 予定価格の設定にかかる積算について（意見）		
<p>本業務委託の予定価格の積算は、前年度に行われた設計業務委託の成果物に基づいており、当該設計業務を受注した株式会社トータルメディア開発研究所が、引き続き本業務委託を落札している。</p> <p>本業務委託の積算を県が単独で行うことは困難であったことから設計業務の外部委託はやむを得ない面もあるが、やはり予定価格を推測しうる業者が入札に参加することは本来あるべき姿ではない。県は今回の積算資料や入札者が提出した内訳書を分析し、類似の業務が今後発生する場合には県が単独で積算できるよう、ノウハウを蓄積していただきたい。</p>	<p>博物館の展示製作および施行業務の特殊性から、独自積算までは難しいものの、今後は平成27年3月31日付け出納局長通知「平成26年度包括外部監査結果（総括的意見）への対応について」に基づき適切に対応します。</p> <p>なお、今回の設計内容を記録・分析することにより、外部委託した設計成果の確認・修正を行うため、入札額と設計額の差異を確認しました。</p>	環境生活部
② 予定価格における管理費等の積算について（意見）		
<p>本業務委託の予定価格のうち設計業務の対象外の部分は県が独自に積算している。県の積算方法は合理性があると思われるが、各入札者の入札額と予定価格がかい離する傾向にあり、直接費の価格圧縮が難しいことから各入札者が政策的に諸経費部分の圧縮を目指したか、あるいは予定価格が実勢価格に合っていない可能性がある。県は、今回の内訳表の分析を行い、管理費等の積算をより高い精度で行うことができるよう努められたい。</p>	<p>博物館の展示製作および施行業務は、全国的にみても、建築・土木事業に比して業務事例が僅かであるため、共通的な積算根拠となるべき管理費等の基準がありませんが、今後は平成27年3月31日付け出納局長通知「平成26年度包括外部監査結果（総括的意見）への対応について」に基づき適切に対応します。</p> <p>なお、今回の設計内容と入札額を比較・分析することにより、積算の根拠となる考え方を構築するデータとするため、入札額と設計額の差異を確認しました。</p>	環境生活部
V 地域連携部		

<b>1. 三重県GISシステム再構築業務委託</b>		
<b>① 入札辞退への対応について（意見）</b>		
<p>本委託業務では7者が入札参加者資格の確認申請を行ったが、3者が入札を辞退したため、4者による競争入札が行われた。今後も競争性のある業者選定を継続していくためには、これの妨げになる入札辞退の要因を把握し、その解消に努めてゆくことが有効なものと考えられる。そのため、入札辞退者から入札辞退をした理由を確認することが望まれる。</p>	<p>今後、入札辞退があった場合には、その理由を聴取し、競争性の確保等必要な対応を行ってまいります。</p>	<p>地域連携部</p>
<b>2. 三重県CIO補佐業務等委託事業</b>		
<b>① 入札参加者数について（意見）</b>		
<p>本委託業務では入札参加者は1者であった。競争入札により経済的な委託料にするという入札の趣旨に鑑み、入札参加者が複数となるよう努めることが望まれる。委託業務を実施可能な団体等を認識されているのであれば、当該団体に対し入札への参加を促すとともに、入札に参加しない理由についても確認しその解消を図ることを検討されたい。</p>	<p>包括外部監査実施後、平成26年度に実施した本委託業務では、5者の応札がありました。今後、入札に参加しなかった事業者があった場合には、その理由を聴取し、競争性の確保等必要な対応を行ってまいります。</p>	<p>地域連携部</p>
<b>3. 中小システム統合サーバ追加環境設計、機器調達、構築、運用保守</b>		
<b>① RFIによる予定価格の設定にかかる積算について（意見）</b>		
<p>当該委託業務では、RFIと呼ばれる手法を用いて予定価格の設定にかかる積算をしている。予定価格に比して入札額が相当低い場合には、差異が生じた原因を見積書や入札額の明細を入手・分析することや質問すること等により把握することで、今後の予定価格設定の参考とすることが望ましい。県は予定価格と入札額の差異の分析を行っているとのことであるが、その結果は記録に残されていない。分析結果を蓄積し活用できるように、記録に残すことが望ましい。</p>	<p>今後の予定価格設定の参考となる分析結果については、記録に残して活用できるようにしていきます。</p>	<p>地域連携部</p>
<b>VI 農林水産部</b>		
<b>1. 平成25年度新たな農業の担い手発掘事業業務委託</b>		
<b>① 予定価格の設定にかかる積算について（意見）</b>		
<p>競争性の働かない特命随意契約の場合、経済性の確保のため予定価格の設定にかかる積算を適切に行うことの要請がより高いと考えられる。本委託業務では、人件費単価が積算よりも委託先の見積もりが高く、逆に延べ日数は積算よりも委託先の見積もりが少なかったことから、結果として、積算と見積書の金額の差はほとんどないが、より実態に近い予定価格の積算を行うことが望まれる。</p>	<p>平成27年度における業務委託契約の予定価格の設定については、過去の契約実績や直近の見積書・実績報告書等における人件費単価や数量（日数）等も踏まえ、適切な積算を行っています。</p>	<p>農林水産部</p>
<b>2. 三重県栽培漁業センターで行う種苗の生産及び供給等に関する業務委託</b>		

① 予定価格の設定にかかる積算について（意見）		
<p>本業務委託は委託先や業務従事者が固定される性格のものであるため、契約金額の妥当性を検証するためには作業日数を把握する必要性が高いと考えられる。県担当者は委託先を何度も訪れ本業務委託の状況確認に努めているところではあるが、今後は作業日数について今まで以上に把握し、予定価格の設定にかかる積算につき、より精度の高い見積りを行うことが望ましい。</p>	<p>平成 27 年度からは、これまで四半期ごとに提出を求めている遂行状況報告書に加えて、本委託業務に従事する職員の勤務内容・実績についても報告を求めるとしました。</p> <p>これにより委託先から提出された報告を確認し、本委託業務に従事する職員の作業日数を適切に把握しています。</p>	農林水産部
<b>VII 雇用経済部</b>		
1. 海外展開モデル構築緊急雇用創出事業業務委託		
① 委託料の確定について（意見）		
<p>委託料の確定作業は、委託先が作成した計算書等の資料に基づいて行われるが、その資料の信頼性を確かめることが必要である。1 月から 3 月の支出内容についても確認作業を実施しているとのことであったが、その明細は残されておらず、確認作業を行ったことを確認することができなかった。</p>	<p>本事業は、平成 25 年度をもって終了しましたが、同様に委託料の確定が必要な業務委託においては、委託先の支出内容について、信頼性のある資料によって適切に確認したことが分かるよう、文書での報告、保存を行いました。</p>	雇用経済部
2. 中国における海外展開拠点づくり事業に係る業務委託		
① 利用実績の向上について（意見）		
<p>平成 25 年度のサポートデスクの利用実績は平成 24 年度に比べて増加しているが、月平均 19 件と利用実績はまだ十分でないと思われる。県の「平成 26 年版成果レポート」の「緊急課題解決 8」の「日本がリードする「メイド・イン・三重」～ものづくり推進プロジェクト」の「平成 26 年度の改善のポイントと取組方向 ⑥」において、「県内企業の活用頻度の向上を図るとともに」とあるように、まだ、開始後間もない事業であり事業内容を県内の中小企業に浸透させる段階にあり、利用者を増加させるためより広報活動を充実させることが望ましい。</p>	<p>サポートデスクの PR については、これまでのセミナー開催やホームページ・メールマガジンを通じた周知をはじめ、新聞への記事掲載などにより、さらなる広報に取り組んできましたが、今年度は、独立行政法人国際協力機構（JICA）と連携したセミナー開催等により、新たな利用者獲得に向けた広報活動を行いました。</p>	雇用経済部
3. アセアンにおける海外展開拠点づくり事業に係る業務委託		
① 利用実績の向上について（意見）		
<p>平成 25 年度のサポートデスクの利用実績は平成 24 年度に比べて増加しているが、月平均 11 件と利用実績はまだ十分でないと思われる。県の「平成 26 年版成果レポート」の「緊急課題解決 8」においても「県内企業の活用頻度の向上を図るとともに」とあるように、まだ、開始後間もない事業であり事業内容を県内の中小企業に浸透させる段階にあり、利用者を増加させるためより広報活動を充実させることが望ましい。</p>	<p>サポートデスクの PR については、これまでのセミナー開催やホームページ・メールマガジンを通じた周知をはじめ、新聞への記事掲載などにより、さらなる広報に取り組んできましたが、今年度は、独立行政法人国際協力機構（JICA）やタイ投資委員会</p>	雇用経済部

		(BOI) と連携したセミナー開催等により、新たな利用者獲得に向けた広報活動を行いました。	
<b>4. 米国ミッション派遣事業委託業務</b>			
<b>① 委託者の選定方法について (意見)</b>			
	ミッションの派遣につき、同一の委託先が選定され続ける可能性がある。本来はミッションの派遣目的に照らして委託者を選定すべきであるが、即時に現地のコンサルティング事業者の情報収集を行うことは困難であり、今回の選定については情報不足もあり十分な吟味がなされているとは認められなかった。今後はミッションの目的に合わせて、委託先が選定できるよう、継続的に情報収集に努めるべきである。	今年度の同様の業務委託にかかる委託者選定にあたっては、現地の在外公館や日本貿易振興機構(ジェトロ)等の関係機関から継続的な情報収集に努めたうえで、企画提案コンペ方式による公募を行いました。	雇用経済部
<b>5. 起業支援型地域雇用創造事業業務委託</b>			
<b>① 履行確認について (意見)</b>			
	各委託事業の実施状況を確認するために事業を行っている現地に赴き、状況を確認しているとのことであるが、現地で確認を行った記録が残されていない。実際の業務の状況を確認することは委託業務が適切に行われていること確認するために必要な行為であり、現地で確認を行った記録を残しておくことは、委託業務の監督者の責務を果たしたことを証するために必要である。また、上長による監督者の確認作業が適切に行われたかの確認する際の根拠となりうるものである。さらに、現地での確認作業の記録を残すものとするにより、現地での確認作業が確実に実施されることになる。	平成 26 年度の起業支援型地域雇用創造事業の履行確認については、すべての事業者を訪問して履行状況を記録し、復命書として所属長に報告しました。	雇用経済部
<b>6. 平成24～25年度若年者キャリアサポート推進業務委託</b>			
<b>① 委託事業の継続について (意見)</b>			
	県立高等学校卒業生の内定率が、県が設定した目標値に満たない状況が続いているが、本委託業務は内定率の改善にもつながるものである。 高校生のキャリア教育を所管するのは教育委員会であるが、本委託業務は緊急雇用創出事業として雇用経済部が企業とのネットワークを生かして行った事業である。本委託業務は終了したが、今後も高校生のキャリア教育を所管する教育委員会に協力されたい。	希望する県内高等学校を対象に、働く上でのルールや働き方等をまとめた「働くルールブック」を約 8,400 部配布するとともに、県全体のキャリア教育を推進する「キャリア教育推進地域連絡会議」や「キャリア教育推進連絡会議」に参画するなど、教育委員会と連携しながら若者の就労を支援しました。	雇用経済部
<b>7. 平成 25 年度 三重県観光客実態調査事業</b>			
<b>① 予定価格の設定にかかる積算について (意見)</b>			
	本委託業務の設計金額のうち、「分析・考察・報告書作成及び管理費」の積算では、直接人件費に諸経費率を乗じて諸経費を算定しているのに対して、「観光客実態調査」の積算では、直接費のみが計上され、諸経費は含まれていなかった。直接費の一部を諸経費としてみなしたとのことであるが、積算方法の見直しを検討することが望ましい。	観光庁の調査要領に記載されている積算例を参考に、平成 27 年度より事業費全体に諸経費率を乗じる積算方法に見直し、契約しています。	雇用経済部

**VII 県土整備部**

**1. 三重県公共工事設計積算システム機能改修業務(水道事業諸経費改定対応)**

**① 履行確認について(意見)**

本委託業務の履行確認について、県の検査員は委託先の報告書による履行確認だけでなく、仕様書、成果品のとおり実際に稼働するか動作確認を行っているが、動作確認を行った結果の記録のみで、何をどのように動作確認を行ったかの記録が残されていない。動作確認の記録は適切に履行確認を行ったことの根拠となるものであるため、具体的にどのような項目をどれだけ動作確認を行ったかを記録に残すべきである。

システム構築、改修の履行確認において、仕様書または改修指示書に基づいた操作ができるかを確認するとともに、確認を行った項目・内容の記録を残しています。

県土整備部

**2. 三重県電子調達システム再構築・運用保守業務委託**

**① RFI による予定価格の設定にかかる積算について(意見)**

本委託業務の仕様等を決定するにあたり、調達条件などを決定するために必要な情報の提供を依頼するRFIを公募により行った。RFIに応じ、入札に参加したA社の入札額/RFIは47.4%と相当低く、RFIの金額と入札金額との間に著しいかい離があった。RFIにより入手した見積書の金額と入札額が不一致となることは不自然ではないが、RFIの情報提供依頼の文書に「見積金額については、できるだけ精度を高くし、不足することがないようにすること。」とあり、RFIにより提出された見積書はある程度の精度があると考えられる。本委託業務のようにRFIの見積金額と入札額が著しくかい離した場合は内容の検証が必要である。そのため、差異が生じた原因を見積書や入札額の明細を入手・分析することや質問すること等により把握することで、今後の予定価格設定の参考とすることが望ましい。

今後、RFIの見積額と著しくかい離した場合は、その差異が生じた原因を調査し、予定価格設定時の資料にしていきます。

県土整備部

**② 履行確認について(意見)**

本委託業務の履行確認について、県の検査員は委託先の報告書による履行確認だけでなく、予定したとおりに実際に稼働するか確認作業を行っているが、具体的に検査員が何をどのように検査をしてその結果どうだったかの記録が残されていない。動作確認の記録は適切に履行確認を行ったことの根拠となるものであり、具体的にどのような項目についてどれくらい動作確認を行ったのか記録に残すべきである。

システム構築、改修の履行確認において、仕様書または改修指示書に基づいた操作ができるかを確認するとともに、確認を行った項目・内容の記録を残しています。

県土整備部

**③ ライフサイクルコストを考慮した業者選定について(意見)**

本委託業務は公共事業電子調達システムと物件関係電子調達システムの2つのシステムを統合したうえで、三重県電子調達システムとして再構築するとともに、6年間の保守・運用に係る業務を行うものである。県は本委託業務のようなシステム構築とその後の保守・運用については、ライフサイクルコストを考慮して、おおむね一体として業者選定がなされている。今後も引き続きライフサイクルコストを考慮した業者選定を行いたい。

今後も引き続き、システム構築とその後の保守・運用を一体としてとらえ業者選定を行っていきます。

県土整備部

<b>3. 三重県公共工事進行管理システム機器調達・保守管理業務委託</b>		
<b>① 契約の単位の区分について(意見)</b>		
<p>本委託業務は、旧公共工事進行管理システムの改良のうち、データベースソフト等のミドルウェア、基本ソフト、機器等のハードウェアの更新とデータ移行後の保守管理業務について委託するものであり、一般競争入札により委託先を選定している。このうち、ミドルウェアについては、旧公共工事進行管理システムのアプリケーションソフト改良とその保守及びデータの移行作業を別に特命随意契約で行う富士通の製品がそのまま仕様となっている。</p> <p>ミドルウェアについて富士通製品を指定することは、コスト面や富士通が構築したアプリケーションソフトを安定的に稼働させる観点からは適切であったと考えるが、一方、入札する立場からは、他社製品を調達することは、調達ルート確保、価格や保守サービスの面で不利となり、競争性を阻害するものである。データベースソフト等のミドルウェアの更新を一般競争入札に含めるのではなくシステム本体の移行、保守の随意契約に含めることが適切であったと考える。一般に競争入札の範囲を拡大することは競争性が高まると考えられるが、本委託業務のように逆の結果となることも考えられる。今後は、競争性を十分考慮したうえで、随意契約と一般競争入札との区分を行うことが望ましい。</p>	<p>仕様の一部に特定の製品を指定したものが含まれる場合は、製品の市場性、競争性を十分考慮し、適切な発注方法を検討・選択していきます。</p>	<p>県土整備部</p>
<b>4. 三重県公共工事設計積算システム第4期運用業務</b>		
<b>① 運用保守の範囲について(意見)</b>		
<p>本委託業務はシステム機器更新及び運用保守業務を委託するものであるが、仕様書に運用保守の範囲が記載されていたが、契約後、県と委託先が協議し詳細な運用保守の範囲をサービス仕様書兼プロジェクト計画書に定めていた。運用保守の範囲は、追加的なシステム改修や機器の故障等により生じる費用について、県と委託先の負担の範囲を明らかにするものであることから、このような両者の利益を調整する重要事項については、契約書ないし仕様書に明確に記載することが望まれる。</p>	<p>平成27年3月に契約した「三重県公共工事設計積算システム再構築・運用保守業務委託」では、追加的なシステム改修や機器の故障により生じる費用の負担の範囲を仕様書に明記しました。</p>	<p>県土整備部</p>
<b>5. 平成25年度三重県県土整備部事業新名神高速道路（四日市市伊坂町～四日市市水沢町）等事業の施行に伴う用地事務委託</b>		
<b>① 予定価格について(指摘)</b>		
<p>本業務委託の予定価格は、設計金額を積算し当該設計金額を斟酌し定められるべきものであり、設計金額は国土交通省及び県の算定根拠を利用し適切に算定されているが、採用された設計金額よりも予定価格が1,556,090円高く設定されている。これは設計積算過程で複数の算出根拠を作成した結果、事務処理上の誤謬により、採用された設計金額とは異なる金額を予定価格としてしまったことが原因とのことであった。なお、契約金額は設計金額を下回っていた。</p> <p>本業務委託契約の効力自体には影響を及ぼさないものの、今後このような人為的ミスを防止するためには、決裁を受けた積算を他と明確に峻別できるようにし誤りを防止する体制を構築することが必要である。</p>	<p>決裁を受け決定した設計金額を基に予定価格を設定するよう、注意喚起を行い、徹底しました。</p>	<p>県土整備部</p>

6. 東名阪自動車道及び伊勢自動車道と交差する県管理の高速道路跨道橋（大山田第2号橋 他14橋）に係る点検業務		
① 協定書について(意見)		
<p>本点検業務は、三重県が管理する東名阪自動車道及び伊勢自動車道をまたぐ跨道橋について三重県と中日本高速道路株式会社との間で締結する協定に基づき、中日本高速道路株式会社が「三重県橋梁点検要領（案）」に従って点検を行うものである。協定の第6条では、点検業務の仕様及び施行基準は「甲（三重県）が特に指定しない限り乙（中日本高速道路株式会社）が定めたものを適用するものとする」とされており、「三重県橋梁点検要領（案）」によることとは明示されていない。この点、協定先からの報告書上は上記要領に従って点検を行った旨が明示されており、実質的に問題はないとされているものの、協定において明示することが、締結時における三重県の要求を明らかにすることになるので、今後その旨反映させることが望まれる。</p>	<p>協定に基づき橋梁の点検を委託する場合は、協定書の点検業務の仕様及び施行基準に「三重県橋梁点検要領（案）」に従って点検を行うことを明示していきます。</p>	<p>県土整備部</p>
7. 紀勢本線六軒・松阪間 34km127m 付近で交差する都市計画道路 3・5・11 号松阪公園大口線大口こ道橋（仮称）新設工事		
① 予定価格の設定にかかる積算について(意見)		
<p>この工事は、鉄道と交差する道路の踏切を除去し鉄道直下に函体を設け道路とするものであり、列車の走行安全性確保や、万が一の事故が発生した場合に早急な対応等が必要なことから、工事内容及び費用について協議、把握した上、鉄道事業者を事業主体とする協定を締結している。</p> <p>本協定の工事金額の予定価格は、工事の特殊性から協定先である東海旅客鉄道株式会社の見積額を使用しているが、土木関係の工種については、県の歩掛及び県単価を用いて積算し、東海旅客鉄道株式会社が提示する金額の妥当性を確認している。今後は、軌道、電路、通信等鉄道関係の見積額についても、その妥当性を確認できるよう努められたい。</p>	<p>平成 27 年度協定の締結に際し、協定額について鉄道事業者と詳細に協議し、積算根拠を確認しました。</p> <p>今後も鉄道事業者への委託工事については、工事の内容や費用等について、妥当性の確認に努めていきます。</p>	<p>県土整備部</p>
<b>IX 出納局</b>		
1. 三重県財務会計・予算編成支援システム機器更新に係るサーバ機器類購入及び保守業務		
① 予定価格の設定について(意見)		
<p>予定価格と入札額を比較すると、両者のかい離が著しい。設計金額の積算は、システムインテグレーター支援業務により算定している。一般競争入札による競争性のある業者選定の結果、経済的な契約金額になったともいえるが、その入札額は予定価格の 41.2%から 65.9%の範囲内にあり、平均で 53.8%となっている。次回以降の予定価格の適切な積算のために、予定価格と入札額の差異の原因を把握することが望ましい。入札時に入手している費用見積もりの記入シートを詳細なものとすることや、履行確認時に詳細な費用の内訳を委託先から入手し、分析、検討を行うことが考えられる。</p>	<p>今回実施した、財務会計システム等のサーバ機器類購入及び保守業務の入札においては、市場価格を調査のうえ、設計金額の精査を行ったところ、入札額は予定価格に対し平均で 69.7%となっています。今後も入札にかかる費用内訳の分析、検討を行い、予定価格の適切な積算に努めていきます。</p>	<p>出納局</p>
<b>X 病院事業庁</b>		



1. 財務会計システム等の改修及び運用保守		
① 予定価格の設定にかかる積算について（指摘）		
<p>プログラムの改修部分の積算では、システムエンジニアとプログラマーで同じ単価が用いられている。</p> <p>地方公営企業会計制度を理解したシステムエンジニア自身がプログラム業務を行う必要があるため、単価を同じにしているとのことであるが、そういった場合は、システムエンジニアのみが業務を行うことが分かるように積算を記載すべきであった。</p> <p>また、本業務委託の予定価格は委託先からの参考見積書に基づき設定されているが、県のシステム担当部署による予算要求前審査によるだけでなく、市場価格に照らして単価が妥当な水準であるのか、可能な限り検証することが必要である。</p> <p>なお、本業務委託の予定価格として設定されたシステムエンジニアの単価は実勢価格とかい離したものではなかった。</p>	<p>平成 27 年度に契約を行ったシステム関連の同種の委託契約に係る予定価格の設定にあたっては、その積算において、業務内容と業務実施に必要な技術者が一致するように記載を行いました。</p> <p>人件費単価については、県のシステム担当部署が用いる単価との比較や、市場価格の実態を調査した書籍を活用した単価の確認などにより、その妥当性について十分に検証を行いました。</p> <p>なお、今回の指摘は県立病院課に係るものでありましたが、病院事業庁全体での取扱いとするため、各県立病院における予定価格の設定にあっても、同様の対応を行うよう、周知徹底を図りました。</p>	病院事業庁
<b>X I 教育委員会</b>		
1. 学校情報ネットワークシステム運用支援業務委託		
① 再委託の承認について（意見）		
<p>委託先から「再委託承諾願」の提出を受け、再委託の承認が行われていたが、本委託業務を構成するヘルプデスク業務、サーバ管理業務、ネットワーク管理業務のほとんどを再委託先が実施するかのような印象を受けるものであった。実際に再委託されたのはヘルプデスク業務のみであり、管理業務は質的に重要で大部分を再委託したことにはならないとのことであるが、再委託された業務の割合を把握して再委託の適否を検討すべきと考える。その方法として、委託料に対する再委託料の比率(再委託率)を用いることが適切と考える。また、再委託の承認にあたり、再委託先の業務遂行能力について検討する必要があるが、検討に必要な情報が提供されているとは思われない。客観的に業務遂行能力を判断できるように、具体的な実績等を求められたい。</p>	<p>業務仕様書において、委託先に対し、再委託を行う必要性や業務範囲に加え、再委託の予定額、若しくはそれに代わるものの提出を求める旨を明記しました。</p> <p>併せて、再委託の承諾にあたっては、再委託先の業務遂行能力を判断するために従事者が有する資格や実績にかかる資料の提出も求め、業務を行うにあたって必要な要件を満たしているかを確認したうえで適否を判断しました。</p>	教育委員会事務局
2. 三重県立学校授業料等の口座振替収納に関する事務処理業務		
① 予定価格について（意見）		
<p>予定価格の計算の基礎とされている手数料単価は平成 4 年 10 月 1 日の協定書に基づくものであり平成 4 年度以降変更されていない。他県の手数料単価との比較等はしているものの、その合理性について十分に検証されていない。予定価格算定上の根拠を記録した上で、過去からの生徒数の推移、過去からの契約額の推移、学校納付金の収納に関する事務処理業務料の推移（データエントリー料、機械使用料、諸用紙類、郵送料、運営経費）等を考慮し、</p>	<p>手数料単価の検証のため、金融機関の協力を求めましたが、指定金融機関業務と口座振替業務は一体的なものであり、口座振替業務のみでは、現行の手数料単価よりも高額な積算単価しか設定できないことが判明しました。そこで、次回の契約からは、</p>	教育委員会事務局

積上げによる積算方法により算定すべきである。	他県における同業務の振替手数料との比較を行いつつ、生徒数の推移等も考慮検討することで、より合理的な手数料単価の設定を行うこととしました。	
<b>3. 平成25年度人間ドック事業委託</b>		
<b>① 委託事業費の精緻化について（意見）</b>		
各医療機関の人間ドック受診者数は委託先で容易に把握できることから、県が負担する委託事業費を精緻化するために、各検査の単価を把握できる医療機関で人間ドックを受診した組合員に対する委託事業費は、各医療機関への支払い額の実費で精算すべきである。	人間ドック事業の委託に関する精算方法については、委託先である公立学校共済組合三重支部と検討を行いました。 その結果、平成 28 年度から検査の単価を把握できる医療機関は実費で単価を設定することとします。	教育委員会事務局
<b>4. 働きやすい職場づくり支援事業委託</b>		
<b>① 仕様書の記載内容及び履行確認について（指摘）</b>		
仕様書にある「教職員相互の絆を深める事業」の記載内容が明確でないこと、教職員相互の絆を深めることが目的の情報交換会を行う事業であるにもかかわらず、その活動が事業で行われたことが報告されていないこと及び委託先が本委託業務の対象ではない教職員以外の参加者を事業対象者に含めていないことを履行確認において十分確かめていないことに問題がある。今後は、このような問題が生じないように、事業の内容をより詳細に仕様書に記載するとともに、委託先には委託事業の趣旨を十分理解して仕様書の範囲内で事業を行うように指導し、仕様書に沿った業務が行われたことを履行確認において十分に確かめることが必要である。	平成 26 年度働きやすい職場づくり支援事業委託契約の「教職員相互の絆を深める事業」における情報交換会の内容を明確にするため、仕様書の記載を「情報交換会等」から「情報交換会（交流を目的とした福利厚生行事の企画により参加者を募り、情報交換を促進する場を設ける取組を含む。）」に改め、変更契約を締結しました。 また、委託先に対し①業務完了報告書に情報交換会の内容を具体的に記載すること、②教職員に要した費用のみを対象とすること、③事業完了後は速やかに報告することを指導し、的確に履行確認を行いました。	教育委員会事務局
<b>② 委託事業対象外への県費の支出について（指摘）</b>		
本委託業務は教職員を対象としているが、履行確認書には、教職員の家族等が参加していることを意味する記載があった。費用の一部を自己負担としている事業もあるものの、教職員以外の参加者は、本来この事業の対象ではない者であり、県費で負担すべきものではない。今後は、仕様書に従い教職員以外の者に対する支出とならないようにすべきである。	平成 25 年度の委託料 24,388,000 円のうち事業の対象外の者に支出した 6,017,484 円については、委託先から返還を受けました。 また、平成 26 年度分については、事業の対象が教職員のみを対象として適切に事業を執行しました。	教育委員会事務局
<b>5. 県立学校等に係る自家用電気工作物の保安全管理業務委託</b>		
<b>① 予定価格の設定にかかる積算について（指摘）</b>		

<p>本委託業務の予定価格の算出は、一般財団法人中部電気保安協会（以下「中部電気保安協会」という。）のみの資料を元に算出されており、予定価格の客観性が確保できているとはいえない状況である。経済産業省ホームページにある電気保安法人の一覧表から三重県内に営業所等がある者は複数あるので、中部電気保安協会のみ資料に頼るのではなく、他業者に見積依頼するなどして予定価格の客観性を確保する必要がある。</p>	<p>平成 27 年度から平成 29 年度までの業務委託の入札に際しては、予定価格の算出時には、複数の業者から見積りを徴取しました。今後も複数の業者に見積書の提出を依頼する等、予定価格の客観性の確保に努めます。</p>	<p>教育委員会事務局</p>
<p>② 一般競争入札の競争性の確保について（意見）</p>		
<p>本委託業務の入札は、北部地域を除き 3 回連続で 1 者入札となっているが、受注可能な業者は、経済産業省ホームページにある電気保安法人の一覧表より三重県内に営業所等がある者は複数あることから、競争性を確保するため複数の応札が行われるように工夫することが望ましい。1 者入札の原因を入札可能業者に意見聴取するなどして検証することで一般競争入札の競争性の確保を実現されたい。</p>	<p>平成 27 年 3 月 4 日及び同年同月 5 日に公告した平成 27 年度から平成 29 年度までの業務委託の入札については、入札可能業者に意見聴取を行い、仕様書等の見直しを行ったところ、複数業者からの入札参加申し込みがありましたが、県内 3 地域の内 2 地域では入札の辞退があったため、結果は 1 者入札となりました。 この結果を踏まえ、次回入札時も、引き続き、入札可能業者に意見聴取を行い、仕様書等を見直すなど、競争性の確保に努めます。</p>	<p>教育委員会事務局</p>
<p>6. 平成 25 年度全国・ブロック体育大会引率教員旅費委託（高校・中学）</p>		
<p>① 履行確認について（意見）</p>		
<p>この委託先が委託業務に要した支出と報告したものについて、その適否を判断するためには、支出の事実や支出内容の委託業務との合目的性について検討することが必要である。そのためには、各支出について請求書、銀行取引記録等により確認する必要がある。本委託業務では各支出について請求書等との突合はなされているとのことであるが、実際に突合を行った記録は残されておらず、何をどのようにどれだけ検討作業を行ったのか確認することができなかった。委託料を確定するために実施した確認作業について、何をどのように確認したかの証跡を残しておくべきである。</p>	<p>履行確認を適切に実施するとともに、担当者が委託先を訪問し、一定金額以上の案件並びに特定競技種目に偏らないよう抽出して検査を行っています。その支出については、期間、大会会場、宿泊先への経路や手段、派遣生徒数及び引率教員数、試合の勝敗などを確認のうえ、請求書、銀行取引記録等を突合し、その記録を残すよう改善をしました。</p>	<p>教育委員会事務局</p>
<p>② 契約書の内容について（意見）</p>		
<p>契約書記載の契約金額を上限として、精算の上、履行が完了した部分に係る代金を支払うものとする旨の精算条項がないため、契約金額を下回る実績であった場合でも契約金額を請求される可能性があり、実際に支出を行う際にその都度変更契約を締結しており、事務的負担が生じている。 「契約書記載の契約金額を上限として、精算の上、履行が完了した部分に係る代金を支払うものとする」旨の条文の記載をするべきである。</p>	<p>契約書に契約内容の変更時に協議して決める事項を明記し、実施状況に合わせて適切に変更契約できるように改善しました。</p>	<p>教育委員会事務局</p>

7. 県立学校児童生徒健康診断心臓検診及び学校健康状態調査事業委託		
① 履行確認について(指摘)		
履行確認において実績報告書として委託先が作成した学校別の集計表を入手しているが、実際に心臓検診が行われたことを証するものによって確かめられていない。単価契約部分の委託料の金額を確定するためにも、心臓検査の数が正確であることを確かめる必要があった。今後は、心臓検診を行った病院等からの報告等の添付を要求し、心臓検診数との一致を確かめる必要がある。	正確な履行確認を期するために、委託業者を通じて、病院等から報告書等の提出を求め、委託先及び病院等の実績報告書と各県立学校の心臓検診数を示した報告書で突合し、履行確認を行いました。	教育委員会 事務局
<b>X II 警察本部</b>		
1. 自動車保管場所標章登録業務委託		
① 予定価格の設定にかかる積算について(指摘)		
予定価格の計算の基礎とされている「i)平均給与等」は、巡査長及び巡査の階級にある警察官の年額給与等を1:1の割合で平均したものである。しかしながら、本業務は警察官を雇用して業務を行うものではないことから、本委託業務が主に窓口対応及び事務作業であることを考慮すると、一般的な事務職員等の人件費を基礎に算定すべきである。	平成27年度委託における人件費の積算に当たっては、県業務補助職員等の平均給与を積算の基礎としました。	警察本部
2. 道路使用許可調査業務委託		
① 予定価格の設定にかかる積算について(指摘)		
人件費について、現状の計算では、見積りの基礎として、平成21年度～平成23年度の平均件数を使用しているが、計算の最終段階で1件当たり金額を算定する際には、平成23年度の実績件数を使用している。見積りの基礎と1件当たり金額を算定する段階で使用する件数は同じ数値を用いることが合理的であり、年間予想件数を統一的に用いるべきである。 また、車両燃費についても、現状の計算では走行距離を年間予想件数に平均移動距離を乗じて算定しているが、年間予想件数に委託件数ではなく総受理件数が用いられている。委託件数の予想値を用いることが合理的である。	平成27年度委託における1件当たり金額の算定及び燃料費の積算に当たっては、過去3年間の平均委託件数を年間予想件数(予想値)とし、積算基礎としました。	警察本部
3. 指掌紋ファイリングシステム導入作業委託		
① 予定価格の設定にかかる積算について(意見)		
本業務委託の予定価格について、作業人日の見積りは、委託業者の見積りをそのまま採用している。事前の検討が困難である場合には、例えば作業人日実績の報告を求め、作業委託終了後に、実際の作業人日と見積りとの比較等を行うなど、客観的な比較を行うための方策を講じるべきである。 県は日報により作業時間を把握しているが、警察本部外で行われた作業時間は把握しておらず、また、作業時間の見積りと実績の比較を行っていない。可能な限り実績時間を把握し、見積りと比較することが望ましい。	システム導入作業委託における作業人日検証に当たっては、実績報告を求め、作業委託終了後に、実際の作業人日と見積りとの比較・検証を行い、差異が生じた場合は原因を追及し、今後の予定価格の積算に活かしていきます。	警察本部

<b>4. 安全運転管理者等講習等業務委託</b>		
<b>① 予定価格の設定にかかる積算について（意見）</b>		
<p>本委託業務では一般競争入札が行われているが、委託先とは結果として5年以上連続で契約しており、今後も同一業者と契約する可能性が高いと考えられる。委託料積算書には物品の購入金額が含まれているが、これらは1年以上使用可能な物品であり、毎年度こうした積算方法を続けた場合、予定価格が過大になる。1年分の使用価値を見積もり、年間相当分のみを積算に含めるか、もしくは複数年の契約に変更すべきである。</p>	<p>平成27年度の契約の予定価格積算に当たっては、物品の金額は購入費ではなく、講習に必要な経費として年間相当分を積算しました。</p>	警察本部
<b>5. 総合運転者管理システム改修業務委託</b>		
<b>① 予定価格の設定にかかる積算について（意見）</b>		
<p>作業工数について実際に発生した工数を日報により把握しているものの、積算書の工数と比較検討が行われていなかった。今後は工数の実績を把握し、積算と比較することが望ましい。</p>	<p>システム導入作業委託における作業人日検証に当たっては、実績報告を求め、作業委託終了後に、実際の作業人日と見積りとの比較・検証を行い、差異が生じた場合は原因を追及し、今後の予定価格の積算に活かしていきます。</p>	警察本部
<b>6. 平成25年度人間ドック（胃部検査）・婦人科検診業務委託</b>		
<b>① 医療機関の選定にかかる報告について（意見）</b>		
<p>本委託業務では、業務委託契約締結後に委託先の依頼をうけた医療機関が検診を行っているが、医療機関の選定について委託先が県に報告する旨が明文化されていない。今後は明文規定を設けることが望ましい。</p>	<p>実質的には、報告がなされており、事務等に支障はない状況ではあるものの、明文化することが望ましいとの意見に基づき「委託業務契約」の中に報告に関する条文を明文化しました。</p>	警察本部